

実務経験者に対する講習制度の運用について

実務経験者に対する講習制度の具体的な運用について、現時点の案は以下のとおりです。

1. 実務経験者に対する講習制度の対象となる実務経験を有すると認められるための手続

(1) 申請手続

サイバーセキュリティに関するインシデント発生時の対応、企業におけるサイバーセキュリティ対策の強化策などの知識や技能を実践的な方法で受講する講習（以下「実践講習」という。）で得られる知識・技能と同等以上の知識・技能を習得できる実務経験であると認められるためには、情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）が独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に対し申請を行い、IPAから認定を受ける必要があります。

IPAに対する申請は、支援士資格の登録又は更新を受けた日の2年後からできることとなります。この理由は、本制度の対象となる実務が、支援士の資格の登録又は直前の更新を受けた後に実施した実務経験のみが対象となるからです。

認定にあたり、IPAは、申請者が対象となる実務及び従事期間/従事回数の基準を満たしているかについて、提出された申請書及び添付書面である評価者からの証明書に基づき調査を行います。申請内容に疑義がある場合、申請者や評価者に対し、聞き取りなどの追加調査を行うことがあります。調査の結果、申請適格を有していない又は対象となる実務及び従事期間/従事回数の基準を満たしていないと判断された場合や、申請者や評価者に対する追加調査から十分な心証を得られないと判断された場合には、実務経験者と認めることはできません。

IPAによる審査事務は、申請順に行われる予定です。標準的な処理期間は、1申請当たり2週間程度を予定していますが、申請件数、申請書類の内容によっては、それ以上の期間を要する場合があります。また、遅くとも実践講習の受講期限の3ヶ月前までに審査結果を通知する予定です。

なお、IPAによる認定が認められなかった支援士は、改めて本制度の要件を満たした上で申請をして認定を受けるか、又は更新申請期限までに実践講習を受講する必要があります（ただし、不正な申請を行った場合には、再申請は認められません。）。

(2) 申請期間

実務経験者に対する講習制度は、令和9年4月1日以降に登録の更新を行う支援士が対象となり、その申請の受付は令和8年4月1日から開始する予定です。また、申請期間（審査受付期間）は3か月間となります。

申請手続の詳細は、制度開始前に、IPAのホームページにて公開される予定です。

(3) 申請に要する費用

実務経験者に対する講習制度の運用にあたり、申請のためのシステムの導入、審査要員の雇用を予定しており、これにより、IPAには新たな実費が発生することになります。そのため、支援士が本制度の申請を行うに当たっては、実費相当額として、1申請あたり3,500円（非課税）の申請手数料をIPAに支払うこととする予定です。

参考資料

2. 実務経験者と認められた者が受講する講習

IPAによる認定を受けた支援士は、サイバーセキュリティやサイバー攻撃に関する知識及び支援士として求められる責務や倫理に関する知識の習得をオンライン形式で習得する講習（オンライン講習）が、情報処理の促進に関する法律が求める義務講習となります。

3. 実務経験者に対する講習制度に基づく登録更新の全体像

実務経験者に対する講習制度の全体的な流れは図のとおりです。

なお、実際の申請状況等によって変更となる可能性があります。

<図>

